

+

令和5年 第3回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和5年 第3回農業委員会総会会議録

召集年月日	令和5年3月23日(木)					
召集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和5年3月23日 午前9時31分				
	閉会	令和5年3月23日 午前10時49分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	吉野 寅三	○	11	宮脇 茂樹	○
	2	宮脇 勇	○	12	福岡 裕幸	○
	3	神宮司 順子	○	13	橋口 美一	○
	4	萩迫 修作	○	14	山下 昭一	○
	5	安樂 兼義	○	15	永屋 哲郎	○
	6	立山 富士雄	○	16	井久保 久男	○
	7	柳井 義郎	○	17	脇田 廣昭	○
	8	上野 克比古	○	18	立迫 眞由美	○
	9	坂中 則雄	○	19	山迫 洋一	○
	10	隈元 健二	○	20	福岡 剛	○
会議録署名委員	席番 10 番	隈元 健二	席番 11 番	宮脇 茂樹		
職務のため出席 した者職氏名	事務局 長	中水	事務局 次長	宮田		
	農地係 長	圖師	主任 主査	桑水		
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番号	氏名	出欠の別	番号	氏名	出欠の別
1	谷宮 誠實	×	9	垣内 りえ子	×
2	竹田 憲男	×	10	立根 重信	×
3	今市 光則	×	11	道山 幸治	×
4	熊野 廉太郎	○	12	脇田 祐二	×
5	原田 純一	×	13	春田 豊美	○
6	田尾 昭三	×	14	中之内 瑞穂	×
7	坪田 則義	×	15	工藤 雅彦	×
8	池袋 良子	×	16	山下 直樹	×

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第15号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について</p> <p>議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第17号 非農地証明願の承認について</p> <p>議案第18号 農用地利用集積計画決定について</p> <p>議案第19号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について</p> <p>議案第20号 下限面積の撤廃について</p> <p>議案第21号 非農地通知に係る対象農地の承認について</p> <p>議案第22号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について</p>
-----------------------	--

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和5年第3回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。志布志市農業委員会会議規則第24条の規定により席番10番、隈元委員と席番11番、宮脇茂樹委員を指名いたします。よろしくお願ひします。</p> <p>日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたします。</p> <p>日程第3、休会中の報告を行います。最初に、あっせんの経過につきまして、宮脇勇委員の報告をお願いします。</p>
委員	宮脇 勇	<p>10月の総会で依頼のありましたあっせんが成立しましたので、報告いたします。議案書4ページの番号2です。あっせん農地の所在地、地目等は資料のとおりで、場所はおお街道沿いのファミリーマート有明野神店から南へ行ったラーメン秀を左折し、140m進んで右折、さらに630m行った左側にあります。</p> <p>譲受人は、志布志市有明町原田にお住まいの〇〇さんです。主に、ソバと米を栽培されております。農機具は、トラクター2台、軽トラック1台を保有されております。譲受人宅からは、車で約2分のところにあります。あっせん価格は、畑1,151㎡で総額33万円、10a当たり約28万7千円でした。あっせん委員は、原田委員と私、宮脇でした。</p>
議長 委員	萩迫 神宮司	<p>はい、ご苦勞さまでした。次に、神宮司委員の報告をお願いします。</p> <p>先月の総会で依頼のありました〇〇さん申出のあっせんについて報告いたします。3月7日、境界杭の有無や耕作状況等について現地調査を行い、ほ場の現状や境界杭等を確認したところでした。現在交渉中ですが、価格が折り合わないため、引き続き活動を継続して参りたいと思います。</p>
議長 委員	萩迫 上野	<p>はい、ご苦勞さまでした。次に、上野委員の報告を4件まとめてお願いします。</p> <p>昨年の12月から活動しております〇〇さん申出のあっせんにつきましては、価格的に折り合いがつかないため、活動中であります。2月に依頼のあった同じく〇〇さん申出分につきましても、価格的に折り合いがつかないため、引き続き活動したいと思います。</p> <p>議案書4ページ、あっせん成立資料の番号3について報告いたします。あっせん農地の所在地、地目等は資料のとおりで、場所は蓬原小学校正門の前を菱田方面へ約750m行った信号機を右折し、約350m進んだ二股になる道路の左側へ進み、約650m行った先を左折し、170m行った右側になります。</p> <p>譲受人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さんで、主に水稻を栽培されております。農機具はトラクター10台、田植え機2台、コンバイン2台を保有されております。〇〇さん宅から、車で約10分の距離にあります。あっせん価格は、田が1,387㎡で38万円、10a当たり27万4千円でした。あっせん委員は、立根委員と私、上野でした。</p>

		<p>次に、番号4を報告いたします。あっせん農地の所在地、地目等は資料のとおりで場所は、国道220号線の押切の信号機から大崎町方面に約700m行った信号機を右折し、300m行った先を左折、150m進んだ右側の2筆です。</p> <p>譲受人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さんで、主に水稻を栽培されております。農機具は、トラクター1台、トラック1台を保有されております。自宅からは車で約2分の距離にあります。あっせん価格は田が2筆1,275㎡で15万円、10a当たり11万8千円でした。あっせん委員は、田尾委員と私、上野でした。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、宮脇茂樹委員の報告を2件まとめてお願いいたします。</p>
委員	宮脇茂樹	<p>2月の総会で依頼のありましたあっせんが成立いたしましたので、報告いたします。議案書4ページ、あっせん成立資料の番号5と6です。あっせん農地の所在地、地目等は、資料のとおりで、〇〇さん、〇〇さん親子の申出によるあっせんです。場所は、伊崎田小学校から東へ3.5kmほど行くと川路集落の交差点に出ます。そこを左に300mほど行き右折すると、左側に川路公民館があります。この道路は松山町の泰野小学校に出る山越の道路ですが、公民館から坂道を600mほど行き右折、500m進んだ右側に2筆があります。</p> <p>譲受人は2筆とも志布志市志布志町安楽にあります株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。株式会社〇〇では、主にピーマン、デントコーンを栽培するほか、和牛125頭を飼養されています。農機具は、トラクター30台、防除機3台、自動車60台、管理機10台を保有されています。法人事務所から車で約25分の距離にあります。あっせん価格は、〇〇さん分が総額400万円で、10アール当たり約105万4千円、〇〇さん分が総額800万円で、10a当たり約223万5千円ですが、この価格は〇〇さんがこれまでメロンを栽培されていたハウスを含めた価格になります。譲受人は、ピーマンを栽培する予定とのことでした。あっせん委員は、中之内委員と私、宮脇でした。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、福岡裕幸委員の報告を2件まとめてお願いいたします。</p>
委員	福岡裕幸	<p>2月に会長より依頼のありました〇〇さん分と〇〇さん分ですが、現在、依頼人、代理人と調整中ですが、なかなか日程が合わないところです。引き続き、あっせん活動を継続していきたいと思っております。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、脇田廣昭委員の報告をお願いします。</p>
委員	脇田廣昭	<p>会長より依頼ありました〇〇さん申出分について、工藤委員と活動中です。田ということで厳しい面もございますが、何とか頑張っていきたいと思っております。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、私の関係分について報告いたします。2月27日、有明庁舎で開催されました志布志市農業再生協議会第2回総会に出席しました。</p> <p>次に、日程第4、議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。今回は、7件の申請でございます。まずは、6ページ、</p>

<p>事務局 桑水</p>	<p>番号16番を審議いたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請の番号16番について、御説明申しあげます。議案書は6ページです。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さん53歳で、譲受人は、曾於郡大崎町神領にお住まいの〇〇さん51歳です。申請地は議案書に記載されているとおりで、田が3筆で928㎡です。〇〇さんは、確認したところ認定農業者ではありませんが、兄妹間の贈与・受贈のため、本日はお呼びしていません。</p> <p>今回の申請地の場所は、志布志市志布志町安楽にあるシャトレーゼ志布志店から市道安楽中園線を北へ100m進み右折し、農道を180m進んだ左側に1筆、同じくシャトレーゼ志布志店から国道220号線を西に160m進み右折し、市道横枕線を440m進んだ北側に1筆、この田から東へ農道を100m進み左折し、農道を240m進み、さらに農道を左折し、70m進んだ左側に1筆あります。</p> <p>〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料5ページのとおりでございますが、申請地には水稻を作付けすることです。通作距離は、自宅から車で15分とのことです。申請事由は譲渡人につきましては贈与、譲受人につきましては受贈でございます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。</p> <p>以上で番号16番について説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
<p>議長 萩迫 会場 委員</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>(会場 異議なし) 異議なしと認めます。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>次に、番号17番につきましては、〇〇委員に関係がございませぬので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。</p>
<p>会場 (〇〇委員 退席)</p>	<p>(〇〇委員 退席)</p>
<p>議長 萩迫 委員 隈元</p>	<p>それでは、隈元委員の報告をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました番号17を報告いたします。譲渡人は、志布志市志布志町田之浦にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は市道樽野・大越線沿いの井久保公民館前から左へ200mほど行った道路を挟んだ両側のピーマンハウスです。譲受人宅からは、10分のところだ。</p>
<p>委員 隈元</p>	<p>〇〇さんは認定農業者であり、奥さんと臨時雇用6名でハウスピーマン55aを栽培してあり、申請地にはもうすでにハウスが建ってあり、ピーマンが作付けされていました。また、トラクター1台、管理機1台、普通トラック</p>

		<p>1台、軽トラック1台を保有しています。今月30日で賃借権の合意解約が成立予定です。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号18番を審議いたします。橋口委員の報告をお願いいたします。
委員	橋口	<p>会長より依頼のありました番号18を報告いたします。譲渡人は、志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さん、譲受人は志布志市志布志町内之倉にお住まいの〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は安楽の上门自治会にある岩田精米所から県道523号志布志有明線を有明方面へ約800m行ったところを農道へ右折し、さらに約300m進んだ左側にあります。譲受人宅から車で15分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは奥さんと2人で甘藷を主に栽培しており、申請地にも甘藷を作付けする予定とのことです。農機具につきましては、トラクター3台、蔓切機、堀取機を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、7ページ、番号19番を審議いたします。井久保委員の報告をお願いいたします。
委員	井久保	<p>会長より依頼のありました番号19を報告いたします。譲渡人は、志布志市志布志町帖にお住まいの〇〇さんで、譲受人は志布志市志布志町安楽にあります株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は志布志市役所本庁前の国道220号線を串間市方面へ約1.8km進んだ外岩戸石油店前を左折して、県道65号南之郷志布志線を約2.8km進むと廣寿司の看板が見えてきます。廣寿司の手前20mほどにあります農道へ左折し、西へ220mほど進んだ突き当たりを左折、南へ420m道なりに進んだ右側にあります。法人事務所からは3kmのところになります。申請理由は、譲渡人につきましては労力不足、譲受人につきましては規模拡大</p>

		<p>です。</p> <p>株式会社〇〇は農地所有適格法人で、代表者と常時雇用の117名により、ケール、ピーマン、馬鈴薯等の根菜類やデントコーンの飼料類を主に栽培しており、申請地には、牛用の飼料を作付けする予定とのことでした。また、トラクター30台、コーンハーベスター3台、ポテトハーベスター2台、牛125頭を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号20番を審議いたします。吉野委員の報告をお願いいたします。
委員	吉野	<p>会長より依頼のありました番号20を報告いたします。譲渡人は、始良市東餅田にお住まいの〇〇さん88歳で、譲受人は志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さん70歳です。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は尚志館高校の西隣にお住まいの〇〇さん宅の北側に有限会社丸五の白い建物がございませうが、その北側になります。東九州道が通っておりますが、その高速道路を越えた7筆目の水田になり、東側には志陽集落がございませうが、集落内の道路から2筆目の田です。譲受人宅から4、5分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは認定農業者であり、奥さん、子供たちと早期水稻、そば、人参などを主に栽培しており、申請地にも早期水稻と人参を作付けする予定のことです。また、トラクター、田植機、コンバインを保有されておられ、〇〇を経営される大規模な経営者でございませう。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号21番を審議いたします。立迫委員の報告をお願いいたします。
委員	立迫	<p>会長より依頼のありました番号21を報告いたします。譲渡人は、志布志市有明町野神にお住まいの〇〇さん64歳です。譲受人は、同じく野神にお住まいの〇〇さん39歳です。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請事</p>

		<p>由は相手方の要望、規模拡大となります。申請地の場所は、県道523号志布志有明線沿いの若草のがみこども園の向かい側のお茶畑となります。譲渡人宅からは、5分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは認定農業者ではありませんが、有限会社〇〇の役員でもあり、常時雇用2名で甘藷、キャベツ、その他の園芸とお茶を主に栽培されており、申請地の茶畑については、そのままお茶を栽培されるということです。また、有限会社〇〇は園芸一式、茶一式の機械を有しているため、今回の個人での譲受についても法人保有の機械利用により栽培されるということです。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。御審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めま。次に、8ページ、番号22番を審議いたします。隈元委員の報告をお願いいたします。
委員	隈元	<p>会長より依頼のありました番号22を報告いたします。譲渡人は、志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇さん83歳で、譲受人は同じく松山町尾野見にお住まいの〇〇さん53歳です。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は県道110号塗木大隅線から市道大野・稲ヶ迫線に入り、430mほど行ったところを右へ20mほど行き、さらに右へ50mほど行ったところす。譲受人宅の隣となります。</p> <p>〇〇さん親子は認定農業者であり、息子と雇用1名で生産から肥育までの一貫経営をしており、申請地には飼料を作付けする予定ということです。また、トラクター3台、飼料作に必要な機械全般のほか、普通トラック、軽トラックも1台ずつ保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。御審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めま。</p> <p>よって日程第4、議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請について原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第5、議案第15号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。</p>

<p>委員 脇田廣昭</p>	<p>はじめに、10ページ、番号3番につきましては、申請人より取下げの申出がございましたので、番号4番以降について審議いたします。番号4番について、現地を調査された脇田廣昭委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第15号、番号4番について報告いたします。総会資料は、10ページから12ページです。調査日は3月8日、調査委員は山下昭一委員、春田委員と私、脇田で事務局より1名の同行でした。</p> <p>譲渡人は、霧島市隼人町住吉にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市松山町新橋にお住まいの〇〇さんです。立会人は、譲受人と行政書士の〇〇さん、農政畜産課より1名の同行がありました。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、志布志市松山町新橋川路地区の川路地区集会施設から仮屋大谷線を東へ150m進み右折し、市道川路・山添線を400m進み、さらに左折し農道を130m進んだ左側に位置します。用途区分の変更の目的は、生産用素牛の増頭による牛舎及び資材置場並びに通路です。雨水対策として、敷地の外周、特に東側と西側に高く盛土を行いまして、西側山林に排水用ビニールパイプを埋設し、市道側溝に接続し、放流するとの計画でした。申請地の農地区分は、農用地区域内農地であり、転用は原則不許可ですが、農用地利用計画で指定された用途、主に農業用施設用地に供する場合は、転用の許可も可能でございます。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、用途区分の変更及び農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。用途区分の変更を認めることに、御異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、番号5番を審議いたします。現地を調査された立迫委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>委員 立迫</p>	<p>議案第15号、番号5について報告いたします。総会資料は13ページから15ページです。調査日は3月8日、調査委員は橋口委員、熊野委員と私、立迫でした。</p> <p>譲渡人は、志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんのほか熊本県の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。ここで、譲受人の〇〇さんの住所が松山町尾野見になっていることの説明をいたします。今回、〇〇が〇〇の子会社として法人化され、松山町尾野見を所在地に登記がされたことからこうなっています。譲受人は、志布志市松山町尾野見の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。譲渡人の中に〇〇が含まれているのは、今回の農地の中に山林があり、その山林の所有者が〇〇となっているため譲渡人に含まれるところです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等は、それぞれ議案書及び総会資料のとおり</p>

		<p>りです。場所は、松山町尾野見にあるそおりサイクルセンター松山有機工場入口を中村自治会方向へ約300m進んだ先を左折し、さらに西へ320m進んだ左側に位置します。用途区分変更の目的は豚舎建設です。指導内容として、整地に係る大型車の通行や施設完成後の堆肥搬出や豚出荷等の際の通行についても、隣接ハウス等周辺農地に迷惑をかけないようにとの指導をしたところ、隣接耕作者との間で被害防除計画書と契約書が交わされていました。ふん尿については、堆肥化施設での活性汚染処理法による浄化処理が計画されているなど農政畜産課からの指導もなされていました。申請地の農地区分は農用地区域内農地であり、農用地利用計画で指定された用途に供する場合は、転用の許可も可能です。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、用途区分の変更及び農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。用途区分の変更を認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第5、議案第15号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう市長に提出することに決定いたしました。
		次に、日程第6、議案第16号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
		はじめに、12ページ、番号12番を審議いたします。現地を調査された脇田廣昭委員の報告をお願いいたします。
委員	脇田廣昭	<p>議案第16号、番号12について報告いたします。総会資料16ページから18ページです。調査日は3月8日、調査委員は山下昭一委員、春田委員と私、脇田で、事務局より1名の同行でした。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町志布志にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町志布志の有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでございます。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりでございます。場所は、うなぎの駅から市道町原・弓場ヶ尾線を北に20m進み右折し、市道宮ノ上3号線を450m進み左折し、市道新堀線を150m進んだ左側に位置します。転用目的は駐車場でございます。転用の理由としましては、高速道路の工事に伴い現在の駐車場が使用できなくなるための代替地確保としての申請でございます。排水は、自然流下で道路上を流れて、側溝へと流す予定でございます。</p> <p>申請地の農地区分は、道路で区切られた街区の面積に占める宅地の面積の割合が、47.66%と40%を超えている区域内にある農地のため第3種農地の</p>

		<p>街区内4割超宅地化農地に該当します。第3種農地の場合は、原則許可となっております。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号13番を審議いたします。現地を調査された橋口委員の報告をお願いいたします。
委員	橋口	<p>議案第16号、番号13について報告いたします。総会資料19ページから21ページです。調査日は3月8日、調査委員は立迫委員、熊野委員と私、橋口でした。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町蓬原にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、宮崎県串間市大字串間にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、安楽郵便局前の信号から市道安楽線を稚児松方向へ300m進むと安楽消防団詰所があります。詰所から70m南へ進んだ市道沿い左側に位置します。転用目的は貸家6棟の建築です。排水については、敷地内の中央部分に側溝を配置し、合併浄化槽処理水と敷地内雨水については、市道の水路への流末処理とします。また、周辺にコンクリートブロックを積み、被害の恐れがないようするとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、農地の広がりがあるため第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用ができる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われまます。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号14番を審議いたします。同じく現地を調査された橋口委員の報告をお願いいたします。
委員	橋口	<p>議案第16号、番号14について報告します。総会資料22ページから24ページです。調査日は3月8日、調査委員は立迫委員、熊野委員と私、橋口でした。</p> <p>譲渡人は、岐阜県羽島市上中町にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町夏井にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇</p>

		<p>さんでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、JR大隅夏井駅付近の踏切信号から国際の森方向へ向いて東側に位置します。転用目的は農業用車庫と駐車場です。排水は、整地のみを行い、自然流下となっています。</p> <p>申請地の農地区分は10ha以上の広がりもなく、夏井漁港など船舶の発着場から概ね500m以内の区域にある農地のため、第2種農地の500m以内農地に該当します。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、13ページ、番号15番を審議いたします。現地を調査された山下昭一委員の報告をお願いいたします。
委員	山下昭一	<p>議案第16号、番号15について報告します。調査日は3月8日、調査委員は脇田委員、春田委員と私、山下です。貸人は、志布志市有明町伊崎田にお住まいの〇〇さんです。借人は、同じく有明町伊崎田の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。総会資料は25ページから27ページです。場所は、県道63号志布志福山線にある伊崎田郵便局から松山方面へ300m進み右折し、市道山ノ口中央2号線を60m進んだ右側の奥に位置します。転用目的は資材置場、駐車場、道路回転スペース、作業場所です。申請地の北側に宅地があるので、盛り土をして水が流れ込まないようにするとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、道路で区切られた街区の面積に占める宅地の面積の割合が、48.7%と、40%を超えている区域内にある農地のため、第3種農地の街区に4割超宅地化農地に該当します。第3種農地は原則許可です。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号16番を審議いたします。番号16番は、先ほどの議案第15号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号4番で審議されましたところの5条申請でございます。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)

議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、番号17番を審議いたします。現地を調査され た立迫委員の報告をお願いいたします。
委員	立迫	議案第16号、番号17について報告いたします。総会資料は28ページから31 ページです。調査日は3月8日、調査委員は橋口委員、熊野委員と私、立迫 でした。 譲渡人は、志布志市志布志町志布志にお住まいの〇〇さんと志布志町帖に お住まいの〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの4人です。譲受人は、東京都港 区赤坂の合同会社〇〇代表社員〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さ んでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等は、議案書及び総会資 料のとおりです。場所は、立花迫簡易郵便局から出水方面へ向かい、長岡商 店前を柳井谷、田所方面へと右折し、県道112号今別府串間線を串間市方向 へ3.5km進むと長岡牧場が右側に見えてきます。長岡牧場から約500m進んだ 柳井谷自治会入口の左側に位置します。転用目的は、資材置場等の一時転用 です。排水は、畔工による緩衝地を設置し、自然流下と一部水路の利用によ り流末を処理するとのことで、被害の恐れがないようにするとのことでし た。その他としましては、一時転用の完了後は耕作できるよう復元する旨の 誓約書が交わされていました。 申請地の農地区分は、農地の広がりがあるため第1種農地に該当 します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、許可できる場合の一時 転用に該当します。 以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見 の一致をみました。御審議方、よろしく願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第6、議案第16号、農地法第5条の規定による許可申請につ いては、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第7、議案第17号、非農地証明願の承認についてを議題としま す。
委員	熊野	はじめに、16ページ、番号3番を審議いたします。現地を調査された熊野 委員の報告をお願いいたします。 議案第17号、番号3について報告いたします。調査日は3月8日、調査委 員は、橋口委員、立迫委員と私、熊野です。 申請人は、福岡県飯塚市にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士 補助者〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等について

		<p>は、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。総会資料は32ページから34ページです。場所は、県道3号日南志布志線を潤ヶ野小学校方面へ進み、小学校敷地沿いに進んだ先の田床方面向かう分かれ道を左へ道なりに20m進んだ右側の住宅の横に位置します。申請地は、住宅跡地に隣接した住宅敷地の庭として昭和30年から利用されており、周囲の農地とは高土手で区切られ広がりもなく、入口は住宅への進入路しかないため、耕作が容易にできる状態にない状況で農地として利用されることもなく長年経過しており、農地性のない状況です。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することに御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号4番を審議いたします。同じく、現地を調査された熊野委員の報告をお願いいたします。
委員	熊野	<p>議案第17号、番号4について報告します。調査日は3月8日、調査委員は、橋口委員、立迫委員と私、熊野です。</p> <p>申請人は、大阪府泉佐野市にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士補助者〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。総会資料は35ページから37ページです。場所は、県道3号日南志布志線を潤ヶ野小学校方面進み、小学校敷地沿いに進んだ先の田床方面へ向かう分かれ道を左へ道なりに20m進んだ右側の住宅地の横に位置します。先ほどの番号3で説明した申請地の隣です。申請地は、住宅跡地に隣接した住宅敷地内の庭として、昭和30年から利用されており、周囲の農地とは高土手で区切られ広がりもなく、入口は住宅への進入路しかないため、耕作が容易にできる状態にない状況です。農地として利用されることもなく長年経過しており、面積も115㎡と狭く、農地性のない状況です。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することに御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号5番を審議いたします。現地を調査された立迫委員の報告をお願いいたします。

委員	立迫	<p>議案第17号、番号5について報告いたします。総会資料は、38ページから40ページになります。調査日は3月8日、調査委員は橋口委員、熊野委員と私、立迫です。</p> <p>申請人は、奈良県奈良市五条三丁目にお住まいの〇〇さんです。立会人は、弟の〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、旧八野小学校から市道八野・馬庭線を益倉方面へ330m進み、鋭角に左折し、150m下ると姥ヶ谷橋があり、その橋を渡り、左側の里道を進んだ100m先に1筆、さらに150m進んだ先に1筆ありました。申請地の2筆は平成4年頃クヌギを植林していて、いずれも河川に隣接しており、申請地までの農道も狭いため農業用機械の乗入れも困難な状況です。現状はクヌギも成長し、樹高も高くなり山林の状態でありました。弟の〇〇さんが、体調を崩す前は下払いなどもされていたということでしたが、近年は入ることもできず、復元が困難になったということでした。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することに御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、17ページ、番号6番を審議いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	圖師	<p>議案第17号、番号6について御説明いたします。総会資料は、41ページから43ページになります。番号6は2月の総会において5条申請として審議、議決された結果を踏まえ、許可相当として意見書を鹿児島県に進達したところ、申請地の地目が牧場であることから、現況に農地性がなければ、非農地証明での対応が妥当ではないかとの県の見解を受け、検討した結果、非農地証明での対応が妥当と判断したため、今回改めてお諮りするものです。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は県道63号志布志福山線沿いにある三十七庵から市道室太郎・檜ヶ原線を南に60m進んだ左側に位置します。申請地は、地目が牧場であり、20年以上農業用倉庫が建っており、宅地として一体的に利用されていたため、農地としての利用はできないと判断されるものです。御審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することに御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)

議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第7、議案第17号、非農地証明願の承認については、非農地と承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第8、議案第18号、農用地利用集積計画決定についてを議題とします。はじめに、農用地利用集積計画のうち、所有権の移転について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	宮田	<p>議案第18号、農用地利用集積計画決定について、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認のうち、所有権移転分について説明いたします。議案書19ページ、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。</p> <p>公告日は、令和5年3月31日で、面積は田が1,947㎡となっております。所有権を移転する者は1人、所有権の移転を受ける者は、1人で売買によるものです。所有権移転の詳細につきましては、議案書20ページに掲載してございますので、お目通しください。以上で、説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がありました所有権の移転について、審議いたします。まずは、20ページ番号4番と、19ページの総括表につきまして、何か御意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに御異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、利用権の設定及び転貸について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	桑水	<p>議案第18号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について、御説明申し上げます。議案書は、21ページから81ページとなっております。まずは、議案書21ページの利用権設定の総括表を説明いたします。公告日は令和5年3月31日で、始期は令和5年4月1日となります。なお、中間管理機構が関与する分は令和5年3月31日となります。</p> <p>設定期間が、1か月から20年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。利用権の設定面積は、田が11万460㎡、畑が26万5,729㎡、樹園地が10万8,673㎡で、合計しますと48万4,862㎡となり、うち更新分は10万9,611㎡となっております。利用権の設定をする者の数が113名で、利用権の設定を受けようとする者の数が48名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より65名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、22ページから68ページの明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書69ページの総括表でご説明申し上げます。</p> <p>公告日は令和5年3月31日で、始期が令和5年3月31日であります。設定期間は、3年から10年で、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。地目別の内訳は、田が3万4,021㎡、畑が6万5,570㎡、樹園地が5万9,</p>

		723㎡で、合計しますと15万9,314㎡となります。
		利用権の転貸をする者は公益財団法人〇〇の1名、利用権の転貸を受けようとする者は20名であります。詳細につきましては、70ページから81ページの明細表をご確認ください。
		以上で、議案第18号、農用地利用集積計画決定のうち、利用権の設定及び転貸について説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がありました利用権の設定について、これより審議に入ります。
		22ページ、番号1番と番号2番については、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、番号1番について、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号2番について、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、22ページ、番号3番から、68ページ、番号122番までと、21ページの総括表について審議いたします。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、転貸について審議に入ります。70ページ、番号1番から、81ページ、番号24番までと、69ページの総括表について審議いたします。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第8、議案第18号、農用地利用集積計画決定については、原

事務局 宮田	<p>案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第9、議案第19号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第19号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。議案書83ページをお開きください。</p> <p>番号10の申出者は、志布志市松山町新橋にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。あっせん委員につきましては、脇田廣昭委員、工藤委員の指名を御提案いたします。</p> <p>次に、番号11の申出者は、志布志市松山町新橋にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。あっせん委員につきましては、脇田廣昭委員、工藤委員の指名を御提案いたします。</p> <p>次に、番号12の申出者は、志布志市志布志町田之浦にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。あっせん委員につきましては、山迫委員、坪田委員の指名を御提案いたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長 萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p>
会場 委員	<p>(会場 なし)</p>
議長 萩迫	<p>御意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、御異議ございませんか。</p>
会場 委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長 萩迫	<p>異議なしと認めます。</p>
事務局 中水	<p>よって、日程第9、議案第19号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第10、議案第20号、下限面積の撤廃についてを議題とします。事務局の説明を求めます。</p> <p>ただいま議題となりました議案第20号、下限面積の撤廃について、御説明いたします。</p> <p>議案書85ページをお開きください。農地法の第3条第2項第5号に規定された下限面積につきまして、本市では農林水産省令に従い、令和3年4月1日から30aを別段の面積と設定し、喫緊の課題である新規就農者等による農地の活用促進や市街化区域を除く区域における空き家に付随した農地については、市が進める移住・定住関連施策の下支えとなるよう0.01aを別段の面積と設定してきたところでございます。</p> <p>そのような中で、権利移動に係る面積要件を撤廃する改正農地法を包含する農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和4年5月27日に</p>

		<p>公布、令和5年4月1日に施行されることに伴い、別段の面積として設定してきた下限面積を上位法改正に従い、撤廃する必要があるところがございます。</p> <p>以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま説明がありました、これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>御意見もないようですので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第10、議案第20号、下限面積の撤廃については、提案のとおり撤廃することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第11、議案第21号、非農地通知に係る対象農地の承認についてを議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	中水	<p>ただいま議題となりました議案第21号、非農地通知に係る対象農地の承認について、御説明いたします。</p> <p>議案書は87ページから93ページでございます。農地法第30条に基づき農業委員、農地利用最適化推進委員のほか協力員の方々の協力の下、実施していただきました農地利用状況調査において、令和3年度、令和4年度の2年間について、連続でB分類となった、いわゆる再生利用が困難な農地と判断された農地に係る非農地通知発出に際し、その対象となる農地の承認を求めるものでございます。</p> <p>今年度の調査の結果、2年連続B分類と判断された農地につきましては、農用地区域内農地で447筆、約53.9ha、農用地区域外農地で331筆、約35.1ha、農振地外農地（都市計画区以内で用途指定が設定されている区域）10筆、0.4ha となったところでございます。</p> <p>農用地区域内農地につきましては、非農地通知は行わないこととしておりますので、それ以外の農用地区域外農地及び農振地外農地を合わせました341筆、35.5ha が対象農地となるところでございますが、そのうち、利用権の設定や、畑かん給水栓の設置、3条許可後5年未経過などの農地を除外した186筆、約16.5ha について非農地判断をするものでございます。</p> <p>非農地判断を行う農地の登記地目別の内訳につきましては、田が91筆で70,974㎡、畑が93筆で92,976.34㎡、宅地が1筆で461㎡、原野が1筆で1,063㎡となっております。</p> <p>なお、議決後につきましては、対象農地の所有者等144名に対し、非農地通知書に加え不動産登記法に基づく地目変更登記の案内を同封することで、地目変更登記を推奨することとしております。併せまして、当該農地につきましては、農地台帳から削除することとなります。以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきまして、何か御意見ございま</p>

会場 議長	委員 萩迫	<p>せんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第11、議案第21号、非農地通知に係る対象農地の承認については、提案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第12、議案第22号、令和5年度最適化活動の目標の設定等についてを議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	中水	<p>それでは議案第22号、令和5年度最適化活動の目標の設定等について、御説明いたします。</p> <p>令和4年2月2日に発出されました農業委員会による最適化活動の推進等に係る経営局長通知に基づき、令和4年度から本様式により最適化活動の目標等を設定する必要があることから、令和5年度の最適化活動の目標を設定するものでございます。</p> <p>議案書95ページ、農業委員会の状況でございます。1の農業委員会の現在の体制については、令和4年度と変更等はございません。2の農家・農地等の概要につきましては、農林業センサス等を引用している経営体数、農業者数等につきましては、変更ございません。中段右端の表に記載しております認定農業者等の数につきましては、令和5年4月1日現在の人数を確認した後、修正することとしております。最下段の耕地面積につきましては、修正済みでございます。</p> <p>議案書96ページ、最適化活動の目標でございます。1の最適化活動の成果目標として、(1)農地の集積、(2)遊休農地の解消、97ページ、(3)新規参入の促進の3項目について、現状及び課題、目標を記載、設定しております。</p> <p>それでは、詳細について説明させていただきます。議案書96ページ、(1)農地の集積、①現状及び課題の「これまでの集積面積」3,728haは、欄外※印3を踏まえ、令和4年度実績を反映しており、「管内の農地面積」で除しますと、集積率は59.2%となるところでございます。</p> <p>②目標でございますが、目標年度、その時点での集積率は令和4年度と変更等はございません。令和5年度の新規集積面積は、県が示した133.30haとし、令和5年度末の集積面積の累計は3,861ha、集積率61.3%となる見込みです。</p> <p>次の(2)遊休農地の解消でございますが、①の現状及び課題につきましては、令和4年度と変更ございません。②の目標のa、緑区分の遊休農地の解消につきましては、令和4年度と同様、欄外※印に記載されているとおり159haを5で除した31.8haを解消目標面積としております。</p> <p>また、イ、新規発生遊休農地の解消に係る目標面積は未記入となっておりますが、54.5haと記入ください。その根拠につきましては、令和4年度利用状況調査で確認できた75.7haの新規発生農地から、その対象面積から除外で</p>

きる傾斜地、不整形地、狭小地、接道のない囲繞地等21.2haを除外した面積を解消目標面積としているところでございます。

議案書97ページ、(3)の新規参入の促進につきまして、①現状及び課題の様式の最上段の右側、令和3年度を令和4年度に訂正をお願いいたします。

現状の経営体数、面積が未記載となっておりますが、令和5年4月1日現在の数値を確認した後、記入することとしておりますので、御了承ください。

②の目標につきましては、令和4年度において平成28年度から平成30年度を過去3年度としておりましたので、令和5年度におきましては、平成29年度から令和元年度を過去3年度として、平均値を算出し、その10分の1を当該目標面積としております。

次の2、最適化活動の活動目標の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標につきましては、令和4年度と同様、月10日としております。(2)活動強化月間の設定目標につきましては記載のとおり、10月から12月の3か月を活動強化月間と位置付け、利用意向調査及び個別訪問を実施していきたいと考えております。(3)新規参入相談会への参加目標につきましては、年1回を目標とし、その内容につきましては、農業公社研修生を励ます会への参加としておりますが、必要に応じ他団体が主催する相談会等への参画のほか、農業公社と連携した活動等に参画していきたいと考えております。以上で議案第22号、令和5年度最適化活動の目標の設定等についての説明を終わります。御審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 萩迫

ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何か御意見ございませんか。

会場 委員

(会場 なし)

議長 萩迫

御意見もないようですので、これで決定することに御異議ございませんか。

会場 委員

(会場 異議なし)

議長 萩迫

異議なしと認めます。

よって、日程第12議案第22号、令和5年度最適化活動の目標の設定等については、提案のとおり決定いたしました。

以上で、全日程を終了いたしました。これで、本日の会議を終了いたします。ご苦勞様でした。

上記会議の経過は、事務局長中水が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員